

拝 啓

時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、昨年度から一部施行され、健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びに公表等が初めて実施されたところであり、本年4月1日からは全面的に施行されているところであります。

健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率であり、当該比率に応じて財政健全化計画等を策定する必要が生じることから比率の客観性及び正確性は重要であり、その客観性及び正確性を確保するために、比率を議会に報告する前に監査委員の審査に付すこととされています。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法につきましては、昨年度の説明会を通じてご説明したところであり、貴団体市区町村担当課を通じて、貴都道府県内の市区町村に対して情報提供いただくとともに、適宜その制度についてご説明をいただいているところと承知しております。

本日、総務省より、健全化判断比率及び資金不足比率の監査委員による審査等にあたり確認すべき事項についてとりまとめた「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント（参考試案）」を提示の上、年度末に行った省令等改正の内容を中心に、貴団体市区町村担当課ご担当者に説明したところです。

つきましては、ご多忙のところかと存じますが、市区町村における比率の審査事務が円滑に行われるよう、貴都道府県内の市区町村監査委員事務局に対して本日の説明内容についてご説明いただきますようお願いいたします。また、「平成21年度における地方公共団体財政健全化法に係る標準的な財政指標の算定等スケジュールのイメージ（案）」を参考に円滑な事務遂行が行われるよう、今一度ご説明いただければ幸いに存じます。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成21年5月15日

総務省自治財政局財務調査課長
諸 橋 省 明

各都道府県総務部長 殿
(市区町村担当課扱い)